



## 添付資料

(注2・3)

1. 医師、歯科医師については臨床研修等修了登録証及び免許証の原本を提示のうえ写しを添付すること。
  2. 助産師、薬剤師については免許証の写しを添付すること。
- ※備考欄には、医師及び歯科医師の担当診療科目及び診療日時並びに助産師の診療日時を記入すること。

(注1) 臨床研修等修了登録証及び免許証原本の提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。

(注2) 平成16年4月1日時点において現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者は、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。）第2条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の6第1項の規定による登録を受けた者とみなす。

(注3) 平成18年4月1日時点において現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者は、一部改正法第3条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。